

令和5年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年3月6日(月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和5年3月6日(月) 午前9時01分
散 会 日 時	令和5年3月6日(月) 午後3時50分
委 員 長	坂本国広
委員会出席委員	
委 員 長	坂本国広
副 委 員 長	小泉晋史
委 員	羽鳥 健 大塚佳之 永沼博昭 諏訪 三津枝
委員会欠席委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 9 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する 条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市融資審査会条例を廃止する条例	原案可決
第 2 1 号	鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例 を廃止する等の条例	原案可決
第 2 2 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）	原案可決
第 3 0 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計予算	原案可決
第 2 3 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 2 7 号	令和 4 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 3 号）	原案可決
第 3 1 号	令和 5 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会 計予算	原案可決
第 3 6 号	令和 5 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計 予算	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監 佐々木 紀 演
危機管理課長 金子 学

(市民生活部)

市民生活部長 関 根 則 男
市民生活部副部長 武 田 昌 行
市民課長 加 藤 勝 美
国保年金課長 野 口 豊 和
国保年金課副参事 高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長 高 坂 清
環境経済部副部長 堀 越 延 年
環境経済部副部長 宇 野 彰
環境課長 長 澤 和 弘
環境課副参事 小 林 弘 樹
環境課副参事 山 崎 忠 義
農政課長 山 崎 淳 一
商工観光課長 清 水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之
吹上支所市民グループリーダー 川 又 敦 子
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

書 記 小野田 直 人
書 記 小 林 美奈子

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。羽鳥健委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第19号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第20号 鴻巣市融資審査会条例を廃止する条例、議案第21号 鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する等の条例、議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分、議案第23号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議案第27号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第31号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第36号 令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案9件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案第19号から議案第22号について、議案番号順に審査を行います。次に、議案第30号の一般会計予算について審査を行います。次に、市民生活部に係る議案第23号、議案第27号、議案第31号、議案第36号の特別会計予算について、議案ごとに審査を行います。審査は全て、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第22号及び議案第30号については、歳入と歳出は関連していることから、歳入歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第22号及び第30号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第19号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) おはようございます。それでは、議案第19号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられたことにより改正するものです。具体的には、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことから、健康保険における出産育児一時金の支給額が産科医療補償制度の掛金と合わせて50万円となるよう改正されることを踏まえ、本市の国民健康保険においても出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものです。

以上が鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしく願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 議案第19号について質問いたします。

今回の条例の一部改正なのですが、前にもご説明があったかと思うのですが、産科医療補償制度に加入していない医療機関についてご説明お願いいたします。

(国保年金課長) 産科医療補償制度の運営につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構というところが行っておりますけれども、そちらのホームページによりますと、令和5年2月20日現在の加入状況というのが出ておりまして、全国の分娩機関数が3,135機関のうち、加入分

娩機関については3,132分娩機関ということで、加入率については99.9%ということになっておりますので、ほぼほぼの医療機関のほうが入入をしております。埼玉県につきましても、病院、診療所、助産所につきましては100%の加入状況となっております。

以上です。

(永沼) 今回のこの改正する条例について、周知時期とか周知方法についてお聞きいたします。

(国保年金課長) 現在も国保年金課のホームページのほうで出産一時金については周知を行っているところでありますけれども、条例のほうが決可決され次第、ホームページやライン、ツイッター等で金額のほうが変わった旨を周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 鴻巣市融資審査会条例を廃止する条例について、執行部の説明を求めます。

(商工観光課長) おはようございます。議案第20号 鴻巣市融資審査会条例を廃止する条例を説明させていただきます。

鴻巣市融資審査会条例ですが、市内の中小企業から市の制度融資の申込みがあった場合、金融機関に対する融資依頼の可否を審査する鴻巣市融資審査会の審査期間を短縮することで中小企業者にとり利用しやすい制度とするため、廃止するものです。

なお、施行日ですが、令和5年4月1日を予定しております。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) そうしましたら、この審査会が実際に過去、年間でどのぐらい開かれたのかをまず伺います。

(商工観光課長) 融資審査会の開催ですけれども、実際に融資の申込みがあつてから開催するということですので、平成18年に最後貸付けしておりまして、それ以降17年間ぐらい貸付け、実際融資審査会等も開催されていないのが状況でございます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、実際的には融資制度を市内の中小業者さん、あまり使われていなかったということなのですけれども、融資の最高限度額だとか、あとは返済するに当たって返済期間、そういったものの決まりがあつたらお伺いいたします。

(商工観光課長) 融資に種類が幾つかございまして、特別小口というものにつきましては、限度額が1,000万、現在ですと利率が年利1.3%、運転資金として7年以内、設備資金ですと9年以内の返済、保証料が0.8%となっております。それ以外に中口及び近代化資金というのがございまして、こちらにつきましては1,000万円、設備資金で2,000万円、利率が1.3%、中口ですと運転資金が7年以内、設備が9年、近代化だと運転資金が10年以内、設備が12年以内、保証料がその案件等によって多少変わっておりますので、実際に保証協会等で審査して、その辺が変わってくるというところだと思います。

以上です。

（諏訪）平成18年度が最後だったということなのですからけれども、これ市の一応事業としては実際に中小企業の方々には有利なものなのかどうか、ちょっとよく分からないのですけれども、それを最後に融資が実際には行われていなかったという、その要因といたしますかはどうなふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

（商工観光課長）金利だけ取れば市中の金融機関とそんなに大差ない、むしろ市のほうが若干安いところも実際あるのですけれども、実際金融機関によって、審査案件に応じて、当然銀行さんのお付き合いもありますので、そちらを優先されたりとかということもございますので、一概に何とも評価するところは難しいところだというふうに感じております。

以上です。

（諏訪）今まで審査会を設けたために実際に融資額決定するまでに日にかかったということで、今回この条例を廃止することで期間が短くなるということなのですが、大体どのぐらい縮められるものなのかを伺っておきます。

（商工観光課長）融資審査会ですけれども、実際に鴻巣市ですとか、あと商工会、あと金融機関等々の融資の実際の委員がございますので、その方を招集して開催するということになりますので、まずその調整等に時間をちょっと今まで要していたというのがまず一つの原因となっております。その後、金融機関のほうで融資の審査のほうを実際やるということで、大体今までですと1か月、開催して実際融資が決定されるまで1か月程度かかっていたところですが、今後はその辺が、融資審査会を開催しないでいいということになりますので、大体2週間ぐらいで実際に融資が決定されるのではないかとというふうに聞いております。

以上です。

（永沼）融資審査会そのものを設置した当初の目的と理由は何だったのかお聞きします。

（商工観光課長）融資審査会を設置した目的、理由とのご質問ですけれ

ども、市内事業者へ低利による貸付けを行うことで資金面での経営安定化を図るため、また市が預託金を金融機関に預けることで、その公金を原資に貸付けを行うということをございますので、実際に融資案件について審査会を開催しまして審査しているということをございます。以上です。

（永沼）先ほど諏訪委員からの質問の中で、平成18年を最後に、その後貸付けがないということになるのですけれども、今回の貸付けの方法とか、審査会をなくすことによって貸付けが増える効果というのはあるのかどうか、それをお聞きいたします。

（商工観光課長）まず、事業者に関しましては、実際に融資を受けるのに時間が短縮されるということをございますので、そういった有利な面が実際出てくると思います。それによって、金利についても低利ということをございますので、貸付けが増えていくように今回条例を実際に廃止するというところをございます。以上です。

（永沼）当初、審査会のほうでは市民税の所得割や法人税割を完納しているということをご条件にして貸し付けたりしているのですけれども、それが銀行で分かるものなのでしょうか。

（商工観光課長）こちらのほうでこちらのほう確認しているのがまず1点をございます。金融機関のほうでそれが分かるかということをございますけれども、実際に書類として金融機関で添付、例えば納税証明ですとか、そういうものを添付しているということであれば、こちらについては確認ができるものというふうにご考えております。以上です。

（大塚）それでは、過去の申込み状況、利用状況については答弁があり、また審査の期間についてもおおむね半分ぐらいに短縮できるだろうということが分かりました。

市としては、市内の商工事業者に対するフォローという意味でこれが成り立っているとか、あるわけですけれども、先ほどの答弁の中にもありましたが、今後の見込みとして、ぜひこういう有利な制度があるか

ら使ってくださいというからには、やはり肝腎なのはその周知方法、どうやって知らせるかというのが一番肝要かなと思います。今予定されているといたしますか、この事業に対してどんなことをイメージして、具体的に今までと違うような周知、アプローチの仕方、もしそれがあればお伺いをいたします。

（商工観光課長）現状では、毎年広報に、1年に1回必ず商工観光課の制度全体、今回の貸付け以外のものについても全部掲載して周知を行っております。そのほか、ホームページにおきまして制度の紹介、あとは鴻巣市商工会を通じ、会員等への周知も今後も続けていく予定ではございます。

新たな周知方法というところでございますけれども、市が行っている商工振興に関する補助事業をまとめたチラシを作成しております。市内金融機関ですとか、不動産業者なんかも、ぜひお客様にこういう制度を周知、ご協力いただきたいということで、今後配布等を行って周知を行ってまいります予定でございます。

以上です。

（大塚）今の答弁の中で、金融機関等とも手をつないでというか、組んでいくということですが、実際に金融機関の単独の融資、それからこの市の制度融資、競合するというか、取り合うということのも変ですけれども、そこら辺は具体的には何か過去に、あるいは今後問題点とはならないということでしょうか。

（商工観光課長）競合するというのは、確かにそれぞれご商売、金融機関もされていますので、されるところだとは思いますが。ただ、実際、最終的にいろんな条件等で選択されるのはお客様だと思いますので、それについては金融機関と上手に今後も付き合って、させていただきたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 鴻巣市融資審査会条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前9時22分)



(開議 午前9時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第21号 鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する等の条例について、執行部の説明を求めます。

(商工観光課長) 議案第21号 鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する等の条例を説明させていただきます。

働く青少年の福祉の増進及び健全な育成を図ることを目的として利用されてきた鴻巣市勤労青少年ホームですが、施設の主たる目的である勤労青少年に向けた福利厚生事業等による利用が減少していること及び平成27年10月の勤労青少年福祉法の改正により勤労青少年ホームの設置根拠となる規定が廃止されていることを踏まえ、廃止いたします。

なお、令和6年4月1日より鴻巣市勤労青少年ホームの設置を鴻巣市中央公民館に移管し、同じく鴻巣市吹上勤労青少年ホームの施設等をコスモスアリーナふきあげに移管する等の改正を行うものです。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議案第21号について質問いたします。

廃止の理由に、開設時に比べ、勤労青少年に向けた福利厚生事業等による利用が減少というのが1つ。あと、平成27年10月に勤労青少年福祉法の改正により勤労青少年ホームの設置根拠規定が廃止されていることを挙げられています。まずは、開設時の利用人数と現在の利用人数についてお聞きいたします。

(商工観光課長) お答えします。

開設時の利用数ですけれども、いずれの施設も昭和50年、昭和55年に設置された施設ということでございますので、開設当初の利用数については、申し訳ございません、記録が残っていないような状況でございます。現在の利用状況ですが、まず鴻巣市勤労青少年ホームですが、令和3年度で中央公民館も合わせ1万7,988人(令和5年3月14日開催令和5年3月定例会市民環境常任委員会会議録P.1「1万8,453人」に発言訂正)の利用がございました。それに対しまして、勤労青少年ホームの部分は9,633人(令和5年3月14日開催令和5年3月定例会市民環境常任委員会会議録P.1「1万79人」に発言訂正)の利用がございました。ただし、これにつきましては、35歳未満である勤労者の利用数はほぼない状況となっております。こちらについては、施設の2階以上が実際に勤労青少年ホームということでございますので、そちらの利用された方が9,633人いらっしゃったということでございます。また、吹上勤労青少年ホームでございますけれども、コスモスアリーナを含め、利用者数は8万281人に対しまして、2,202人となっております。こちらにつきましては、茶道教室ですとか、定期的に利用されている方がいらっしゃいますので、こちらにつきましても35歳未満の利用については見られない状況となっております。また、平成27年に根拠法令は廃止となったが、小規模事業者や中小企業者等に対して施策として福利厚生事業の継続をする必要があるというふう感じていたことから、廃止等はその時点では行わなかったというところで

ございます。

一方で、今回の廃止につきましては、カルチャーセンターですとかスポーツジムなど、民間施設も充実してきておりますので、勤労者の趣味嗜好が多様になってきているところから、勤労青少年ホームの役割自体は達成されたものということ判断して、今回の条例廃止ということになったところでございます。

以上です。

(永沼) 直近で分かる勤労青少年の利用状況、当初ではなく、今分かっている過去のことを教えていただけますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 2 8 分)



(開議 午前 9 時 2 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) お答えします。

まず、鴻巣勤労青少年ホームでございますけれども、直近はコロナの関係もございまして、その前までとなかなか比較するところが難しいところでございますけれども、令和3年度が1万79人です。そのうち勤労青少年ホームを使われたのが……失礼しました。合計で利用されたのが1万5,076人になっております。そのうち中央公民館の部分(令和5年3月14日開催令和5年3月定例会市民環境常任委員会会議録P.1「令和2年度では中央公民館だけを利用された」に発言訂正)が7,255人、勤労青少年ホームが7,821人。平成元年(令和5年3月14日開催令和5年3月定例会市民環境常任委員会会議録P.1「令和元年」に発言訂正)に関しましては、合計で3万3,691人、勤労青少年ホームの部分が1万7,054人、中央公民館が1万6,637人となっております。これにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、35歳未満というところは実際にほとんど使われていないというような状況となっております。

吹上勤労青少年ホームのほうでございますけれども、全体の利用者が1,689人で、実際に20人程度しか使われていなかったというところでは

元年が4,484人で、うち595人が吹上勤労青少年ホームの利用者というところになっております。

以上です。

(永沼) 次に、勤労青少年ホームの設置根拠規定が廃止された時期というのが平成27年10月ということなのですが、この時期に廃止されなかった理由、この時期に廃止してもよかったのかなとちょっと思ってしまうのですけれども、その辺はどのようなお考えだったのでしょうか。

(商工観光課長) ご指摘のとおり、その直後に幾つか廃止された市町村もあるようなのですけれども、鴻巣市としましては、継続して勤労青少年の福利に準ずる事業等を継続して行っていくという必要性を感じていたというところではございましたので、その時点で廃止をしなかったというところではございます。

以上です。

(永沼) この条例の施行期日が令和6年4月1日というふうになっておりまして、それで中央公民館及びコスモスアリーナが令和6年2月1日の施行となっている。その理由について教えてください。

(中央公民館長) ただいまの永沼委員さんのご質問については、中央公民館のほうからお答えさせていただきます。

中央公民館等の文化施設及びコスモスアリーナふきあげ等の体育施設につきましては、公共施設予約システムにて利用の2か月前より施設の予約受付を行っております。この施設利用の予約受付は、毎月1日から7日の間に、2か月後の1か月間について抽せん申込みを受け付けるもので、今回の場合ですが、令和6年4月分の施設予約につきましては令和6年2月1日から2月7日までの7日間、令和6年5月分は令和6年3月1日から7日間、以後の予約についても同様に施設の予約が可能となるものでございます。今回、一部改正予定の公民館設置及び管理条例、それと体育施設条例の施行日は令和6年4月1日でございますが、ご利用される方にこれまで同様に施設利用の利用申込みができて利用者の方に支障がないよう、施行期日を令和6年2月1日としたものでございます。

以上です。

（永沼）予約システムの関係だということが分かりました。

以上でございます。

（諏訪）ただいまの公共施設等の予約システムの件はお伺いできました。実際にこの施設を利用するに当たって、利用者のほうで、今後所管が替わることで何か変化があるかどうかを伺いたいと思います。

（商工観光課長）現在も、先ほどもちょっとご説明しました利用者につきましては、実際に公民館として、公民館施設として皆さん使っているような状況でございますので、特段デメリットみたいなものはないというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）今回、グラウンドゴルフの料金のほうが12枚つづりのチケットで買うことができると、利用券を発行されるということなのですが、この利用券の発行は、実際に購入をするに当たってはどこで購入ができるのか伺いたいと思います。

（スポーツ課長）お答えいたします。

川里グラウンドゴルフ場につきましては、現地の場所で販売もいたしますし、川里農業研修センターのほうでも販売する予定でございます。

以上でございます。

（諏訪）利用チケットなのですが、期限がありますか。

（スポーツ課長）今後、指定管理者と打合せをさせていただいて、期限をつけるかどうか考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

（大塚）1点だけ伺います。

従来の勤青、2か所ですけれども、これが中央公民館並びにコスモスアリーナふきあげに、その施設として今後も活用されるということになると思いますが、施設によっては、いわゆる目的別で中身といいますか、建て方、当然中の設備も違うと思うのですけれども、今の段階でその中身に手を加える、変えるということはあるのか、あるいは今後は従来どおりの利用団体、利用の目的に沿って、取りあえず現状のまま、持

分を移行するという、そういうふうな認識でよろしいか、その点だけ伺います。

（商工観光課長）施設等の修繕、改善ですか、それにつきましては特に今のところ予定しておりません。今後も今まで利用していただいた団体がそのまま利用できるということでございますので、特段変わることはないというふうに考えております。

以上です。

（大塚）あわせて、ちょっと1点伺いますが、今現在、勤労青少年ホームに属している部分の設備、施設ですけれども、すぐに修繕が必要な場所、あるいは改善の要望が出ているところ等はあるのでしょうか。

（中央公民館長）中央公民館におきまして、特に今大至急に修繕するところはございません。

以上でございます。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

コスモスアリーナふきあげに移行される部分につきましても、特にそういったお声は私どものほうでは伺っておりません。

以上でございます。

（商工観光課長）すみません。当初と変わりありませんというような話はさせていただきましたけれども、実際に今、勤労青少年ホームにつきましては個人利用の方がいらっしゃいます。この方につきましては、中央公民館に移行が完了した段階で、個人利用については認められないというような形で今考えているところでございます。そちらだけが変わると。今、勤労青少年ホーム、個人利用ができる形になっております。一方で、公民館は団体登録や団体等の方の利用ということで、勤労青少年ホームは個人利用ができるところでございましたけれども、その後につきましては個人利用については、令和6年度ですか、以降は使えないという、そこだけがちょっと変わるところでございます。失礼いたしました。

（大塚）ただいまの答弁でいきますと、公民館については、例えば利用するに当たって、人数については5名以上ですとか、さらにそれより少

ない人数、あるいはスポットの移動に関しては、その都度その窓口で利用したい旨の申出をして多分利用できているのだと思うのですが、その辺はこの1年間の中でしっかりと周知をしていかないと誤解を招く可能性があるのではないかなと思います。これについては、現在所管の商工観光課で対応していくのか、もう中央公民館あるいは吹上のアリーナのほうでそこら辺の周知については進めていくのか、それはどちらでしょうか。

(商工観光課長) 今個人利用されている方が何人いらっしゃるか実際に把握しておりまして、今後そちらの方にアプローチというのでしょうか、そういう形で今後は1年間を通じて周知等を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

(羽鳥) それでは、お聞きをいたします。

先ほど平成27年に根拠法の改正があったということなのですが、それでは国または市のほうにおいて、それぞれ勤労青少年に対してどのような福利厚生を考えておられるのかをお聞きいたします。

(商工観光課長) 国のほうはちょっと、実際根拠法令が廃止後、どのようなところをしているか、ちょっと把握していないところではございますけれども、実際にその後、市の勤労青少年ホームでは勤労者向けという講座のほうを開催しまして、実際そういった方、いろんな、昨年ですと小筆を楽しみましようでしたか、というところで必ず勤労青少年向けの講座を開催して福利厚生等に努めているところでございます。ただし、先ほどもちょっとご説明申し上げましたとおり、根拠法令がなくなった後は年齢制限を実際設けていない状況でございます。その中を見ると、実際は35歳未満の方がやはり参加されていないということが現状でございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、やはり勤労青少年、市内にいるわけなのです。勤労青少年ホームという枠の中に入れてしまったことが逆に弊害となって利用が減ってしまった、または民間のほうに流れてしまったというこ

ともあると思うので、各種のスポーツ施設などを含めて、ちょっと拡張してしまっていますが、もっと利用しやすいような形を今後取っていく方向性も検討されていたかどうかお聞きをいたします。

(商工観光課長) 勤労青少年ホームは、実際に今、先ほど講座等も年齢制限等を設けない中でやっている中、実際に参加者がやはりいなかったというところもございましたので、今回廃止に至ったというところの判断が一番大きかったというところがございます。

(羽鳥) では最後に、今後、勤労青少年に対しての補助とか応援策というのは現時点では検討されていないかどうかをお聞きいたします。

(商工観光課長) 勤労青少年というところの補助、支援については、特に今のところ考えていないところがございますが、勤労者向けというところで、先ほどの融資ですとか、実際、健康診断の補助ですとか、そういったものは別途行っておりますので、それについては継続する予定でございます。

以上です。

(羽鳥) もう一点。

この条例の中で、先ほど質問者ありましたが、川里グラウンドゴルフのほうの回数利用券、その購入ができるということになったのですが、これ現地のほうで購入ができるというふうに説明あったのですが、管理者のほうは常駐しているかどうかを確認させていただきます。

(スポーツ課長) お答えさせていただきます。

現在、現地のほうには指定管理のほうで常駐1名させていただいておる状況でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する等の条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時44分)



(開議 午前9時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 25ページの公共交通維持事業でございますが、鴻巣市コミュニティバス運行補助金、燃料費の高騰等に伴い運営経費増加ということで、主な理由が燃料費の高騰ということなのですけれども、そのほか高騰になった燃料費以外の部分というのはどのようなことになっているのか伺います。

(市民生活部副部長) それでは、お答えいたします。

主な要因としまして、燃料費のほかに車両の修繕費があります。こちらについては、燃料費のほうが運行事業者2社で約180万円、それと修繕費が2社で160万円の増となっております。なお、運賃収入のほうが当初の予定より増えておりますので、そちらの収入のほうを差し引きまして、

232万9,000円の増額としております。

以上です。

（永沼）45ページなのですが、災害支援体制整備事業、総合体育館空調設備導入工事における予算額の減については、事業決定に伴うということだったのですけれども、当初の事業と今回の決定の差というか、そういったものを伺います。

（危機管理課長）こちら、総合体育館の空調設備導入工事におきましては、建築、機械、電気の3つを別に発注しております。一般競争入札の請負額が確定し、その後、変更契約を行いました。それにより事業額が確定し、執行残を予算額から減額したのになります。また、こちら大きな変更契約したところというのは、配管に伴うスチール板の移動、それから集中リモコンの設置等になります。

以上でございます。

（諏訪）39ページの中段の道の駅整備プロジェクトでございます。委託料が使い切れていないというところの一つに草刈りの減がございますけれども、これは草刈りをする必要がなかったのか、それとも何かほかに要因があるのか伺います。

（道の駅整備プロジェクト課長）それでは、お答えいたします。

除草委託の件につきましては、当初は草刈り機による草刈り及び集草作業を考えておりましたが、現地が田んぼということや、草の状況が密に生えていなく、草丈も高くなかったことから、草刈り機での除草ではなく、トラクターによる耕うんを実施しております。回数につきましては、当初2回、予算上では2回見ておりましたが、1回という形での施行となっております。

以上です。

（諏訪）そのほかにも減額となっておりますけれども、PR看板制作費などの減額なのですけれども、この見込みと実際にかかる費用の差が何だったのか伺います。

（道の駅整備プロジェクト課長）それでは、お答えいたします。

道の駅のPR設置看板につきましては、1か所設置を予定しておりますし

たが、その設置箇所が、先ほど申しました国の盛土施工範囲に設置する予定でした。これが、今年度、国の進捗状況が見込めない状況となっておりますから、その分、今年度予定していた設置箇所がなくなったということでの減となっております。

以上です。

（大塚） それでは、25ページ、市民活動支援基金についてです。金額的には50万円の減額が計上されていますが、先ほどの説明の中では、一般もしくはふるさとの関係でというのがベースだというのは分かりました。これ具体的に使い方としてはどのような使い方をされているのか伺います。

（市民生活部副部長） こちらは市民活動推進事業のほうに活用しております。活動団体に対する支援で、こちら年1回、15万円を限度額として3年間助成が可能となっております。実績としまして、令和4年度については8団体に100万5,000円、5年度の予定としましては6団体の82万円を予定しております。

以上です。

（大塚） 1団体15万円というのは以前にこの席でも聞いたことがあります。実際には、4年度も含め、5年度の見込みも含めて、受け取る側の団体としては十分に活用はしていると思うのですが、評価といたしますか、評判としてはどんな感じでしょうか。

（市民生活部長） 団体のほうからの感想ということによろしいですか。基本的に、補助した場合に、年度末というか、この時期なのですが、2月に発表会というのを実はさせていただいています。その中で、各団体、大変助かっているというお言葉をいただいています。また、3年間の継続という部分と、どうしてもそれ以降の部分がありますので、事業を1年空けるだとかという形で再補助していただける部分については、その辺も踏まえて団体のほうからは感謝しているというようなお言葉を先日も発表会の席で頂戴しております。

以上です。

（大塚） 今回は減額の補正になっていますが、これは全体のいわゆる懐

といたしますか、財布が確定しないとこれも確定しないわけですが、例えは交付したいけれども懐が寂しいということも今後ある可能性もあるのかなど。寄附行為によってこれが積み重ねで分けられると思いますが、そこら辺、もしあるものしか出せないよということで、今後そういう事態になったときには、やむなしということになるのでしょうか。

（市民生活部長）現在の交付基準、15万円という形で取扱いをさせていただいているところで、今回減額になる部分については、ふるさと納税の配分の関係ということになります。また、この基金の残高については、現在810万円、年度末ですけれども、そういった形になりますので、団体数がある程度増えても、こちらのほうとしては交付できるような体制を整えさせていただいておりますので、もし急激に30団体、40団体という形になった場合については、また基金の積み立て方について検討したいと思います。

以上です。

（大塚）続きますして、39ページ、農政課です。農林環境整備基金について伺います。

先ほど説明では、この使い道としては学校関連というふうに聞きました。もう少し、できたら詳しく具体的にお答えをいただければと思います。

（農政課長）今年度の使途についてということになりますけれども、小学校の図工室につきましては、東小学校と田間宮小学校の図工室の机、椅子の備品を購入いたしました。中学校は、鴻巣中学校になります。こちらは、木工室に同じく木製の机、椅子の備品を購入させていただいたところでございます。

以上です。

（大塚）これ多分学校も市内にはまだ26校あるので、これについては今後においても、必要とされる場合という条件ですけれども、ただいまの説明のような割り振りの中で、主に学校関係に目を向けて進めていくという理解でよろしいでしょうか。

（農政課長）この譲与税の使途についてからちょっとご説明させていただければと思うのですが、令和元年度から毎年毎年譲与税が交付

されております。これにつきまして、どのように使っていくことが適正なのかということを中心に情報を発信してまいりまして、その中で教育総務課さんのほうが小中学校の図工室、木工室の備品購入はどうだろうかというご提案をいただいたところでございます。その中で、小中学校におかれましては、昨年度から令和9年度までの間に市内全部の小学校、中学校の図工室、木工室を順次入れ替えましょうというような計画で現在作業を進めているところでございます。

以上です。

(大塚) ちょっとページ飛ぶのですけれども、先ほど45ページですか、総合体育館の空調について答弁がありました。多分ですけれども、永沼委員も私も同じ疑問を持っているのが1つ。どこの部分かといいますと、金額的には今回6,000万ですよね、金額が。そうすると、6,000万というのと、全体の事業費からするとパーセントは低いと思うのですけれども、やっぱり6,000万という金額を見ると、何がどうなって大きく変わったのかというのはちょっと気になるのです。先ほどの説明の中では、配管に関わる部分と設備の移転というのがありましたが、それだけで6,000万。単価も何も分かりませんよ。分かりませんが、ちょっと6,000万に見合うような根拠の答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(危機管理課長) すみません。説明の仕方が悪くて申し訳ありません。総合体育館の空調設備導入工事は、建築工事、機械設備工事、電気工事の3つに分けました。3つに分けたことにより、各事業者が、受託業者が専門性を生かし、細部まで行き届くような施工ができたこと、また施工上問題が起きたとき柔軟に対応することが可能だということによって3つに分けております。また、この3つに分けたことにより適切な競争が行えたということを考えております。それにより、予算額よりかなり安価にできまして、その3つを足したところで6,000万の減額となっております。

以上でございます。

(大塚) 大体分かりました。

最後に1つ、特別、総合体育館の管理をしている業務課ではないのですけれども、当然空調ということになると風が多分発生すると思うのです、そういう意味では。当然体育館は室内における体育施設ですので、そこら辺は、その空調が競技とか、それから利用者の皆さんに変な意味での影響を及ぼさないような設計になっているのか、そこら辺について、もしお分かりになればお伺いします。

(危機管理課長) まず、一番競技に考慮したところは卓球場でございます。卓球場は、清流式といった形の、風が卓球の球に影響がないような風が流れるような方式の空調設備を導入しております。それから、スポットブザーカを導入いたしましたアリーナに関しましては、かなりの風量がありますので、こちらについては、例えばバドミントンだとか、そういったものにはかなり影響が出てくると想定しております。ですので、運用の中で、例えば先に、例えば冷房であれば冷やした状態で、競技中は風速を弱める、もしくは止めるというような形で運用するのが、他の施設ではそのように行っていると聞いております。それらを2月26日から運用を開始しておりますので、利用者団体等のご意見を聞きながら、今後の方針が決まっていくものと聞いております。

以上でございます。

(大塚) 本来は、危機管理の観点から、避難所としての対応ということで今回は設備が入ったということとは間違いない。私もそう思っているのですけれども、やはり体育館である以上、利用者の皆さんがよからぬ心配をしても大変かなと、ちょっと気になりました。

それらについては、もう2月の月末から利用されているということですので、もう既に利用者の声は上がっているところもあるかもしれませんが、取りあえず今回改修をして、空調設備を導入した。入れた。設置した。今後については、取りあえず今のまま、あくまでも避難所としての機能ということであれば特段手を加えることはないとは思いますが、利用者等については、改めて何かの機会を使ってみての感想等を伺うようなことは今後されるのでしょうか。

(危機管理課長) 委員のおっしゃられたようなご指摘についての実際の

取りまとめというのは、スポーツ課、それから指定管理者が行っております。私のほうで聞き及んでいるところですが、その利用に当たっては、その都度アンケートを、利用報告書を必ず受け取るということを聞いておりますので、それらを基に今後検証されていくかと思っております。以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)

◇
(開議 午前10時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それでは、質問いたします。

まず、19ページのパスポート関連のほうの証紙等売払収入と手数料と、あと27ページのパスポートセンターの管理運営事業の需用費の減、それぞれの減なのですが、当初の予定とどれほど違ったかをお聞きいたします。

(市民課長) 当初の予定なのですが、年間で約3,000件程度の申請を見込んでおりました。4年度のこれまでの実績なのですが、2月末時点で約900弱の申請件数となっています。

以上です。

(羽鳥) もうコロナのほうが発生してから約3年という年月がたつわけなのですが、私、パスポートの発券については非常に関心を持っていつも見ておったのですが、なぜ当初において3,000件という数字を立ててしまったのか。それと、コロナ発生以前のおときは何千件予定をしておったのか。また、この3,000件という数字が適切だったのかをお聞きいたします。

(市民課長) コロナ禍前の直前の年間の申請件数なのですが、こちらが約3,200件程度になっておりました。令和4年度につきましては、4月時点ではまだちょっとかなり低い数値だったので、5月、6月にかけて増え出して、8月になりまして、またここで申請件数が増えてきたところなのですが、2回のコロナ禍の波がありまして、また9

月あるいは11月に落ち込んで、夏の申請件数の増加がそのまま増えていけば、ある程度伸びはいくかなと考えておったところなのですけれども、結果的には9月あるいは11月の落ち込みがありまして、1月、2月の現時点ではかなり回復はしているところなのですけれども、結果的には2月末現在で900弱という状況になりました。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、令和5年度当初予算、今後やるわけなのですが、令和5年頃から元の状況に回復する可能性が十分あるというふうに見越せるわけなのですが、この3年間の疲弊した状況で、パスポートセンターのほうの運営体制、何か影響がないかどうかを確認させていただきます。

(市民課長) 運営体制ですが、申請件数がコロナ禍前と比べるとかなり落ち込んでいたのは事実なのですけれども、窓口業務ということで、職員の体制につきましては、どうしてもある程度の人数が時間帯によっては必要になります。パスポートの申請につきましては、必ず複数人で確認をする体制が必要ですので、一定の人数の配置が必要となっております。現状ではコロナ禍前と同数の人数で運営をしております。

以上です。

(羽鳥) それでは、次に35ページなのですが、一番下のところのコウノトリの里づくり基金の積立金の、これふるさと納税の減ということで231万円ということなのですが、今基金のほうは幾らになったのか、まずお聞きいたします。

(環境課副参事) お答えいたします。

令和3年度の年度末の残高で申し上げますと、1億2,894万1,617円となります。

以上です。

(羽鳥) 天空の里もオープンしてから1年ということなのですが、軌道に乗ってきたところなのですが、これほどの基金の残があるわけなのですが、今後どのようにこれを使われていくのかをお聞きいたします。

(環境課副参事) 基金の使い方という形になりますと、鴻巣市コウノト

りの里づくり基金条例という形で大枠が決められておりまして、コウノトリの飼育及び野生復帰を可能にするための環境づくりを推進するためという形で定義されておりますので、簡単に申し上げてしまいますと、今現在の飼育体制、あるいは自然環境、コウノトリの採餌環境等を含めた自然環境の推進に利用する予定でございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、当初予算のほうでもちょっと私確認しておったのですが、確認のためにここでお聞きするのですが、飼育体制については、維持費というと、ランニングコスト、今お幾らかかっているかと、それとともに今後発展する形でどのような事業を展開していくのかをお聞きいたします。

(環境課副参事) 飼育と業務委託という形でまずお答えさせていただきますと、この後、令和5年度予算案という形でまたお答えする形になるかと思うのですけれども、予算としましては、その業務委託として2,274万2,000円を予算案として計上させていただいております。また、今後、この業務委託等に関しても、今のところまだコウノトリ自体産卵、あるいはその後の放鳥というのを経験できていない状況なので、その状況が起こった後に、またその飼育体制等も再度内容を検討していく状況になるのかなと今のところ考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、41ページの一番上のこのすげんき応援隊クーポン事業費補助金なのですが、こちらのほうは新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金を使われてのことだと思うのですが、事業内容とともに事業の達成度についてお聞きをいたします。

(商工観光課長) 達成度ということですと、まず事業者ですとか利用者の方からは、かなり多くの方から、本当によいクーポン券を発行してくれたということで大変評価をいただいているところです。

(何事か声あり)

(商工観光課長) それ以外に、実際に事業の概要というかにつきましては、今回減額分になった内容としましては、実際事業費のほとんどがプ

レミアム分、いわゆる500円に対して200円のプレミアム分がついているということでございますけれども、そちらの部分が、大体事業費の全体の86%以上がそのプレミアム分の事務経費になっております。そちらが実際に今回換金するに当たって、当初60%ぐらい、市中に回ったプレミアム商品券（P.28 発言の訂正あり）の60%ぐらいが換金されるというふうに当初予定していたのですけれども、実際48%、50%弱ぐらいというところがございましたので、そのプレミアム分の実際の予算の達成がなかったというところが一番の減額の状況となっているところです。

以上です。

（羽鳥）これはもう市民のほうからも非常に好評だと私も思っております。私の家族も非常に便利に使っていたようなので、素晴らしい事業であったと思うのですが、今後このような事業をまた新たな市の単独事業としても展開していくような考え方というのはございますか。

（商工観光課長）すみません。先ほど私、商品券と一部発言したようですので、そちらの発言の訂正をまずお願いしたいと思います。

（委員長）発言の訂正については、ご了承願います。

（商工観光課長）次に、今後の市の単独で実際行うのかということにつきましては、今後状況等を見ながら、またそれにつきましては判断させていただきたいと思っております。

以上です。

（羽鳥）では、最後の項目で、45ページ、これ他の質問者からも出ておるのですが、災害支援体制整備事業で、総合体育館の空調設備の導入工事の執行残が6,000万円あったということなのですが、これももともとは4億2,580万円の予算の事業であったと思われるのですが、これ入札したわけなのですよね。どうしてこんな執行残が出るのですか。見積りが甘過ぎたと言わざるを得ないのではないのでしょうか。先ほど詳細な説明もあったのですが、もともとから想定されることではないかと私は思うのです。配管の距離なんかは、ちゃんとしたもう計算があるはずですから、県で企画されたC D—R O Mで全て材料費も入るわけなのですから、それがあって、なぜこのような臨機応変な執行残が出てしまったのか、非

常に私は困惑します。この点について説明をいただきたいと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。

令和2年度に、こちら総合体育館に空調設備を導入するに当たりまして、調査をまず行いました。そして、令和3年度、設計を行っております。こちらの設計に当たっては、外部委託をいたしまして、設計業者により設計を、この調査に基づいた機器を選定しております。また、私ども危機管理課で導入するに当たりまして、水害対策、震災対策を考慮した照明設備、それから空調設備、それから発電設備を設置しております。こちら、それらを考慮して2億9,800万という形で設計金額が上がってきております。こちら、その2億9,800万を適切に分離発注することによって適切な競争が期待できる、それから工期の短縮だとか、そういったことを、専門性だとか、そういったことを考慮いたしまして、建築、電気、機械に、3つに分けております。建築に当たりましては、予算振り分けとしては5,134万5,400円、電気設備に当たりましては1億1,925万9,600円、機械設備においては1億2,739万5,000円と、そのような3つを足しまして2億9,800万と予算を振り分けております。当初の請負額は、建築は3,459万5,000円、電気設備に当たりましては9,090万4,000円、それから機械設備においては1億468万2,600円、こちら3つを足しますと2億3,181万600円という形で請負額となっております。そちらの残額、変更契約があった金額を除いた6,000万を減額するという形を取っております。

以上でございます。

(羽鳥) すみません。そうしますと、ちょっと私、最初4億2,580万という総計額があったので、それを見たのですが、それとその2億9,800万の部分の差異は何なのでしょう。そこをまず説明いただきたいと思いません。

(危機管理課長) すみません。その4億何千万というのが、何の数字でしょうか。

(防災費の頭のところの声あり)

(危機管理課長) 防災費の頭ですか。こちらは、空調設備とその他防災

に係る備品、それから消耗品、そういったものの全てが事業費に入っております。あくまでも空調設備に関しては2億9,800万となります。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、2億9,800万のうちの6,000万となりますと、もっと大きくなってしまいますのです、残が。それに対して、私はおかしいのではないかというふうに疑義を今感じておるのです。その説明をいただきたいと思えます。

(危機管理課長) こちら、先ほど申し上げたとおり、2億9,800万の設計というのは、令和3年度に設計業者に委託し、私どもが設置するもの、それから災害対策に必要なもの、これを積算して2億9,800万と積算されたものになります。

以上でございます。

(羽鳥) 前の前の答弁の中で課長言いましたね。設計業務委託して、詳細な設計をしてもらったと言っておるわけなのですが、その詳細な設計があつて2億9,800万のうち6,000万円の残が出てしまったということは、お釣りが来たからいいと思えというような考え方なのでしょうか。どうしてこんな差異が出るのですか、しっかりした詳細な設計をした上で入札をして。逆に、業者のほうも、どうしてそういう高い額で落とされたのか、私非常に疑問です。その点についてお聞きをいたします。

(危機管理監) 危機管理課長のほうからも答弁あったと思うのですけれども、やはり一番の要因としては、分離分割発注、分離発注をして、結論から言えば適切な競争が働いたと、そこの1点にかかってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 公共事業だから、これ県も市も同じ結局入札の材料費のCD-ROMを使ってやっているわけですよ。そうすると、単価とかそういうものは差異が生じないはずではないのですか。まず、そこどうですか。

(危機管理監) 先ほどお話ししたように、令和3年度に設計の委託をして、ある程度の設計金額のほうをはじいていただいています。なので、そこのところは当然適正に設計のほうはしていただいているというふう

に私どもは考えております。

以上です。

（羽鳥）現在、円安とか物価高騰がいろいろあったわけです。そういうことも生じて値が上がってしまったというのは、まだ世間的にも、一般社会的にも私理解できるのです。ただ、これだけ6,000万円も節約できたということに対しては、これはあまりにも設計、見積りが甘かったというふうに考えてしまうのですが、そこはどうお考えかお聞きをいたします。

（危機管理監）委員さんのほうからそういったご指摘のほうをいただいておりますけれども、今私どもでやはりお答えできるというか、私どもが考えているところは、やはり3年度、適正に設計を組ませていただいて、それに基づいた設計額を、予定価格というか、そういったものを設定した上で、一般競争入札のほうで額が、適正な競争原理が働いて安価に契約ができたというふうに、そういう解釈をしております。

以上です。

（羽鳥）失礼ながら、今の説明で適正なことが働いたというふうに言うけれども、では数値的な論拠が全くないのです。では、何か設計上と実際の工程において、その配管の距離が極端に縮まるような要素があったというものがあればいいです。何かあったのですか。全く見えません。それで、こういうふうに論議しろ、審議しろといったって、できますか。黙って、もう目をつぶって判こを押しなさいよというような話ではないですか。私たち審議しなくてはいけないわけです。それが、適正な、結局、状況が働いたというふうな危機管理監のほうの説明ですけれども、これで納得させられますか、私たちを。私自身、これは納得するのにちょっと難しい部分があります。いかがお考えですか。

（危機管理監）まず初めに、令和3年度に設計した、それがその設計額がおかしいというか、過大だったのではないかということをおっしゃっているかと思うのですが、そここのところも当然、業務委託契約をした上で、完成品等もきちんと検査した上で業務委託のほうを終了しております。

先ほどから適正な入札というか、競争原理が働いてというお話をさせていただいていますけれども、建築、電気、それと機械設備の3本の中で、建築を除いた電気と機械設備については、これ5,000万円以上の工事でありまして、低入札価格調査の対象、そういったものになっておりまして、実はこの2件ともその低入札の調査の案件となっております。その上で、その価格でもできるのだろうという、契約のほうできちんとまた再度精査した上で落札となっておりますので、かなり業者側のそういった……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時47分)

(開議 午前10時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(危機管理課長) 3つの工事の請負率のほうを申し上げさせていただきます。よろしいでしょうか。当初請負金額が、建築工事におきましては3,459万5,000円で、請負率は94.8%です。それから、電気設備工事においては9,090万4,000円、請負率は86.6%です。そして、機械設備工事においては1億468万2,600円、請負率としては87.6%となっております。以上でございます。

(羽鳥) 全体が2億9,800万ですよ。それで、6,000万の残ですよ。2割近い残が出ているわけですよ。今のパーセンテージだと合わないのではないのですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時52分)

(開議 午前11時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(危機管理課長) すみません。大変お時間をいただきまして申し訳ございませんでした。お配りした資料に基づきましてご説明させていただきます。

空調設備導入工事におきましては、予算額2億9,800万に対し、設計額2

億6,799万円、そして請負額は2億3,181万600円となります。その後、工事をしていく中で変更がありまして、371万1,400円増額をしております。そして、執行額が6,410万7,000円となっております。私のほうで予算額、それから設計額の説明を間違っておりました。誤解を招き、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時01分)



(開議 午後零時 57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 01分)



(開議 午後 2 時 20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の説明が終わりました。

まず、質疑を求める前に、商工観光課長より発言を求められているので、許可いたします。

(商工観光課長) 281ページの観光振興事業でございますけれども、私、先ほど説明する際に「観光推進事業」というふうに発言いたしました。正しくは「観光振興事業」でございますので、訂正のほうをお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正については、ご了承願います。

それでは、引き続き質疑を求めます。

(諏訪) では、新年度当初予算の一般会計のほうの質問を始めます。

まず、歳入です。31ページの一番下、コウノトリ野生復帰センター入館料50万円が予算として出ております。この50万円の積算の根拠、要するに入館の見込み人数をお願いいたします。

(環境課副参事) それでは、令和5年度の入館者数の見込み、あと積算根拠についてお答えいたします。

まず、入館料に関してなのですが、令和4年度の実績を基に積算のほうを行っております。令和4年5月から令和5年1月末日まで、日平均入館料が3,800円、38人分となっております。今年度は初年度ということもありまして、来館者が令和5年よりも多いと見込みまして、令和5年度に関しては日平均の入館者数、入館料を多少低めに見させていただいた上で、日平均1,700円、17人の入館を考えております。その1,700円の根拠になるのですけれども、こちらは令和4年6月から同じく令和4

年9月までの日平均が1,781円となります。なぜ6月あるいは10月とかを除いたかといいますと、この2か月に関してはゴールデンウィークや、あるいはいろいろなほかのイベント等もありまして、この2か月間に関しては特別入館者が多い時期になりました。なので、安全策というか、この月を除いた日平均1,700円、年間の歳入としては50万円を見込んでおります。

以上です。

(諏訪) 今回の行政報告にもございましたけれども、バードインフルの影響で臨時休館になるというようなこともありますし、また様々なイベントと重なるということもあるかと思うのですけれども、この1日1,700円、これはそうしますと人数的には、入館料をお支払いになる方は大人の方だと思うのですけれども、人数でいうとどうなのでしょう。子どもさんの人数とか。要するに入館料の必要のない方と必要な方と分けて入館ということで人数をお願いいたします。

(環境課副参事) こちらに関しては、あくまでも入館料という形で、有料になる高校生以上の方を対象に考えております。令和4年度のやはり1月末までの来館者、入館料とは別に来館者に対して入館料、実際にお金を支払っていただいた方の割合が約20%ぐらい。施設見学で小学生とか多く見られたりしますので、来館者に対して約20%の方が入館料を支払いいただいている方となっております。

以上です。

(諏訪) 続きまして、128ページです。128、129ページの公共交通維持事業でございますが、こちらのほうも利用者数の推移、また今年度はアンケートを取ったりもされたと思います。コミュニティバスのアンケートを取られたと思いますので、そういった利用者の方々の要望を含めて推移をお願いいたします。

(市民生活部副部長) それでは、まず利用者数の推移ですけれども、コロナの前の令和元年度が約49万人利用者がおりましたが、令和2年度はその約7割の34万7,000人にまで落ち込みました。ただ、3年度については約38万6,000人ということで79%、約8割まで回復しております、令

和4年度の今年度の見込みについては、現在43万人を超える見込みですので、元年度と比較して88%まで回復する見込みでございます。

また、要望等ですけれども、窓口、電話、メールでも要望、意見等いただいております。また、昨年実施したアンケート結果でも様々な意見、要望をいただいておりますけれども、やはり多いのが増便、平日、休日含めて増便、朝と夕方、夜の増便ということと、あとはバス停の新設、こちらはできたスーパー等の要望がありました。それと、そういった要望に加えてドライバーに関することも意見等いただいております。

以上です。

(諏訪) 今回は特にコロナの関係でそういった公共交通の利用も控えられたということもあるかと思うのですが、アンケートを取られて、それを次の会議の中で生かしていくということになるかと思っておりますけれども、新年度の見込みの分なのでございますけれども、現在の要するに体制の中のものかと思っておりますけれども、利用者数に関しては今までの、今年度の分も含めて計算をされた上でのこの予定額ということによろしいのでしょうか。

(市民生活部副部長) 利用者数については、今年度の実績を収入分という形で見込みまして、補助金のほうの予算のほうを計上させていただいております。

(諏訪) では、同じページのデマンド交通の運行事業でございます。こちらのほうの利用の実態、また積算の根拠、ひなちゃんタクシーと乗合タクシーと両方でお願いをいたします。

(市民生活部副部長) まず、利用実態でございますが、乗合タクシーのほう今年度1台増台したことで、昨年度が2万1,331人でしたが、今年度については2万9,000人を予測しております。ひなちゃんタクシーにつきましては、昨年度5万2,379件ございましたが、今年度については4万6,000件を見込んでおります。積算の根拠でございますが、乗合タクシーについては委託で実施しておりますので、運行事業者4社から見積りを徴取して金額のほうを設定しております。ひなちゃんタクシーにつきましては、今年度の1件当たりの運行補助金、こちらが約1,000円となり

ますが、それに来年度の件数の予測としまして4万4,000件を掛けまして4,400万円計上させていただいております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、デマンド交通ということで2種類のタクシーの運行があるということで、それぞれが全般的に業務を委託したものと、あとは1件、件数見合いでの計算の方法ということで分かりましたけれども、そうしますと見込みとしましては、ひなちゃんから乗合に移行が増えている中で、ひなちゃんのほうを少し減らしていく方向というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(市民生活部副部長) 今年度の予測でいいますと、先ほどご説明いたしました、乗合タクシーのほうは7,700人増加の見込みでございます。ひなちゃんタクシーのほうは約6,400件減少する見込みでございますので、来年度につきましても引き続き移行を進める形で取り組めますので、2,000件減少した4万4,000件を見込んでおります。

(諏訪) タクシー会社さんのほうに業務を委託するに当たって、運行する側として、例えば運転手さんが不足しているだとか、そういった課題が何かありますかしら。

(市民生活部副部長) おっしゃるとおりドライバー不足というのが各社のほうでございまして、そちらのほうのやはり課題があるというのは伺っております。それと、利用者数のほうも、やっぱり一般のタクシーのほうも含めて、先ほどのフラワー号と同じように8割から9割戻っているのですけれども、これ以上はちょっと回復が見込めないだろうと、そういった話も伺っております。

(諏訪) 乗合タクシーで予約ができるようになって大変喜ばれているとされているのですけれども、主に通院をされる方々にとってみると、通院の時間がやはり朝早いと。もう8時半には病院に来たいのだというような方も結構いらっしゃるのですけれども、そのときになかなか予約の段階でもう無理だなというふうに思われる方もいらっしゃるし、では逆にその日の朝に普通のタクシーを頼もうとしてもなかなか取れないというような、そういった困難さもあるようなのですけれども、その運行時

間に対する見直しなどの検討があるかどうかを伺いたいと思います。

（市民生活部副部長）運行時間につきましては、こちらはタクシー事業者、それから民間の路線バス事業者との協議の下、決定しておりますので、拡大については民間のほうの圧迫にもつながりかねますので、非常に厳しい状況とはなっております。また、利用につきましては、ひなちゃんタクシーのほうが各社、5社で70台を超える台数でやっておりますので、そちらについては予約が全部が取れないということはないと思いますので、どうしてもという方はそちらをご利用いただければと思っております。

（諏訪）続きまして、140ページです。140、141ページの中段のマイナンバーカード交付事業でございます。こちらのほうが市役所の本庁舎の入り口も大変混み合って、先日の最終日は本当に朝から並んでいるような状況でございました。対応する職員の方々も大変だったのではないかなと思いますし、例えば川里支所、吹上支所の職員さんもやはりこちらに応援の人数ということで数えられていたようなのですけれども、今回の予算書を見ますと、もう既に職員の手当のところで時間外勤務手当が計上されておりますけれども、あらかじめその時間外をこれだけ見込んでいるという、そういった状況をお伺いいたします。

（市民課長）時間外勤務手当の根拠なのですけれども、現在、平日、週2回なのですけれども、時間外においてもマイナンバーカードの交付の事務を行っています。時間外につきましては、基本的に会計年度任用職員の方もやっているのですけれども、正職員も行ってございまして、その方の超勤手当代ということになります。

以上です。

（諏訪）やはり職員の健康面だとか考えますと、マイナンバーカードにかなり業務の支援が取られているということと、もともとある市民課の業務内容もあるかと思うのですけれども、人員配置が足りていないのではないのかというようなことが考えられるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

（市民課長）令和4年度につきましては、マイナポイントの2回にわた

る延長がありまして、カード申請が月によってかなり増えてしまいまして、その波が1か月後とか2か月後に来まして、通常の定時間内ですとなかなかさばき切れないというのと、あとはお勤めしている方ですとなかなか平日の昼間というの来れないというのが実情としてありまして、土曜日に開庁したりとか、平日の時間外に行って何とか回しているという状況がありまして、そういったところでどうしても時間外というのがやむを得ず発生してしまいました。今後につきましても、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得するということですので、カードを取得しやすい時間帯をどうしても設定する必要があると考えておりますので、どうしても時間外というのはある程度のものはちょっとやむを得ないかなと考えております。

以上です。

(諏訪) では、通告なのですけれども、通告では会計年度任用職員の人数ということで出させていただいておりますので、今回計上された会計年度任用職員の人数を伺っておきます。

(市民課長) 人数の積算なのですけれども、日々の業務として、カード交付準備作業が1人から2人、カードの交付作業が5人から6人、カードの申請サポート、マイナポイントの受付、あるいは健康保険証の利用登録などの業務が3人から4人、あと電話の対応が1人から2人ということになっています。会計年度任用職員につきましても、正職員の2分の1の勤務ということですので、実際の配置する人数につきましてもこの倍の人数になっております。週約20時間未満ということですので、単価に人数を掛けた金額がこの金額になっております。

以上です。

(諏訪) では、次は142ページ、143ページのコンビニ交付事業でございます。実際に今回行政報告ではちょっとなかったように思いましたので、お伺いしたいのですけれども、現在のコンビニ交付の数を教えていただければと思います。

(市民課長) 直近の5年の1月末の状況をご説明いたします。

4月から1月末までの総発行部数なのですけれども、1万6,516部になっ

ています。

以上です。

(諏訪) ただいまコンビニの交付状況を伺いましたけれども、窓口交付と比べて、窓口交付のほうを教えてください、その割合をお願いいたします。

(市民課長) 窓口交付とコンビニ交付全て含めた総部数が9万914件になります。割合は18.17%となります。

以上です。

(諏訪) そうしますと、マイナカードは現在60%ぐらい交付がされているかと思うのですけれども、実際にコンビニでの証明書類の交付に関しては18%ぐらいということではよろしいでしょうか。

(市民課長) そうです。約20%弱というのが割合になっています。

以上です。

(諏訪) では、続きまして234ページのコウノトリの里づくり事業でございます。こちらのほうなのですけれども、生き物等調査業務委託料、そして湿地環境整備業務委託料。要するに調査のための委託をするということでございますけれども、この調査の対象となる場所、そして期間をお願いいたします。

(環境課副参事) まず、生き物調査の場所になりますが、市内で12か所を予定しております。それは、まず農地、農地に隣接するあぜとか水路も含めた形なのですけれども、農地が8か所、それと荒川等の河川で4か所を予定しております。計12か所という形になります。調査期間としましては、4月から、実際の調査実施となりますと2月まで、2か月に1回ずつ調査を行う予定としております。

以上です。

(諏訪) 農地が8か所、そして河川が4か所で、市内全部で12か所。その箇所づけなのですけれども、大きくやはり固まった地域ではなくて、ばらけた地域と考えてよろしいでしょうか。

(環境課副参事) 調査箇所といたしますと、まず先ほど言いました8か所の田んぼに関しては、地区名でいいますと、大芦、明用、小谷、小谷

は2か所予定しております。そのほか関新田2か所、馬室、郷地という形で、市内ある程度全域をカバーできるような形で調査箇所の方を選定しております。ただ、この予定箇所なのですけれども、実際にこの契約を業者と結んだ後に調査箇所をもう一度業者と確認いたしますので、その時点で多少調査箇所の変更があるかもしれない状況ではあります。以上です。

（諏訪）ただいま吹上地域、川里地域、あとは鴻巣の馬室地域ということだと思われまますけれども、実際に調査するには、農地ですと当然地権者さんのご協力いただかないとまらないかと思えますけれども、その協力をいただく際に地権者の方との契約というのでしょうか、何か取決めのようなものは持つ予定でしょうか。

（環境課副参事）今までもなのですけれども、特に書面等での契約という形ではなく、実際にお話をした上での、言い方は失礼になるかもしれないのですけれども、口約束というか、そういう約束で調査のほうはさせていただきますいております。

以上です。

（諏訪）調査対象となる農地なのですけれども、そこでのいわゆる農薬の使用状況など、その農家さんが田んぼをどのように耕しているかなどもお聞きになると思ってよろしいのでしょうか。

（環境課副参事）田んぼとしての対象の箇所なのですけれども、うちのほうの事業で行っているなつみずたんぼ、ふゆみずたんぼ、それと一般的な慣行農法を行われている箇所と、先ほど関新田2か所と言いましたところは、来年度予算計上させていただいている湿地造成を行うところという形で、なつみず、ふゆみずたんぼに関しては、その実施期間に関しては農薬は使用しないことという決まりの上で、なつみず、ふゆみずを行っているのです、その辺の確認は取れています。もう一つの関新田に関しては、環境課のほうで実際その土地を管理しておりますので、そちらでは農薬を使っておりません。ただ、そのほかの慣行農法をされている田んぼの使用者の方には、農薬の利用状況等は確認のほうは行っておりません。

以上です。

（諏訪）続きまして、239ページです。こちら新たに新規の拡充ということになっているのですけれども、地球温暖化対策先導事業ということで、2050年度までにCO₂の排出ゼロということの説明があったと思いますけれども、予算の参考資料を拝見いたしますと、特別ここで何かをするかということ、啓蒙といいますか、皆さんに周知をするという啓発活動というふうに書かれております。啓発活動を行った先のこと、要するにもう温暖化対策というのは待ったなしだと思われるのですけれども、行政としてCO₂の排出目標数値が、2050年度までとなると相当先のような気もするのですけれども、もう今すぐにでも計画を立てるべきものだとは感じておりますけれども、その数値目標などはもう立てられているのかどうか伺います。

（環境課副参事）現在、地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定しています。市の事務事業で排出される温室効果ガスは、対象となる温室効果ガスをエネルギー起源CO₂として、基準年度を平成25年度、目標年度を令和12年度として、基準年度と比較して45%の削減目標として計画を進めております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、基準年度が平成25年、そして目標が令和12年ということですので、あと7年ですね。そうすると、この7年の間に確実にCO₂を減らすための努力がされていかなければならないと思いますけれども、具体的にどんなことをするというふうに考えられているのかを伺いたいと思います。

（環境課副参事）取組内容といたしましては、再生可能エネルギーの導入、次世代自動車への転換、緑化活動、ごみの減量化などを行っていきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）再生可能エネルギーへの転換ということも視野に入れているということが分かりました。あとは、ごみの減量ということなのですが、これはいろいろな市内のほかの分野とも検討しなければならない課題か

と思います。ごみ減量というのはずっと取り組んできたものだと思いますのですけれども、そのごみ減量について市内でどういった検討を行っているか伺いたいと思います。

（環境課副参事）市内では、各課にお願いいたしまして、紙の使用量ですとかガソリンの使用量等を把握しております。それに伴いまして、その使用量の削減に対して努力と申しますか、取組削減の状況等を確認しておりますので、それを含めて考えていきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）続きまして、248、249です。続いて、ごみ処理施設等整備基金積立金に関してなのですがすけれども、こちらのほうが現在どのぐらい基金があつて、最終目的、もうそろそろ検討に入っていますので、いよいよ建設という枠組みに入るかと思うのですがすけれども、現在の基金残高と、それと最終目標の数値をお願いいたします。

（環境課長）お答えします。

ごみ処理施設等整備基金積立金については、ごみ処理施設等の整備に要する財源に充てるため、基金の積立てを行っているものです。新ごみ処理施設の事業主体である埼玉中部環境保全組合のほうから、現時点では施設の建設に関する事業費等については示されておられません。そのため、現時点では最終目標金額についてはお答えすることは難しいと考えておりますが、埼玉中部環境保全組合で事業費等が示されましたら、目標金額等について設定していきたいと考えております。

なお、現在の積立金の金額についてですがすけれども、今年度のまだ利子分は除かせていただきまして、今年度末で読ませていただきますと、17億3,704万6,823円になります。

以上です。

（諏訪）17億強が現在積み立てられているということでございます。そして、その最終額については幾ら、構成市のほうにどれだけ負担していただきよというような全体の中から決めていくもので、現在は特に目標はないと思つてよろしいわけですね。そうしましたら、最終的に施設の規模や何かが決まるのはいつ頃だと予測しているのでしょうか。

(環境課長) お答えします。

今後、埼玉中部環境保全組合において新施設に関する計画等策定していく中で事業費等についても示されるものと考えています。組合の新施設に関する計画が今後できてくると思いますので、そういった計画が完成時点で金額や規模等についてもはっきり示されるものと考えています。以上です。

(諏訪) 現在の吉見にあるごみ処理施設ですけれども、一応5年間の修繕というのですか、の計画が取られているようなのですけれども、そうしますとそれを新しいごみ処理施設ができるまでの間というような建て方なのかどうかちょっと分かりませんが、要するに早くに建設していかなければならないものなのかどうかということと、当然構成市の主たる構成市であり、そして建設予定地を抱える鴻巣市ですので、曖昧にしないで、やっぱり市としてどうしたいのかということが必要だとは思われるのですけれども、いつ頃予定をして、建設地、そして今まで過去に数値も示されましたよね。建設費の数値も示されておりますけれども、そういったところから勘案することはできないのかどうか伺います。

(環境課長) まず初めに、構成市町の立場からとすると、一日も早く組合のほうで新施設に関する事業計画等を作成していただいて、まだスケジュール等も示されておられませんので、そういったスケジュールを早く出していただきたいなというふうに考えています。また、過去に示された規模等についてはですけれども、当時とは枠組みも人口等も全然変わってきておりますので、今構成市の一立場から具体的なものというのはいちよつと発言するのは難しいのですけれども、今後組合のほうでそういったスケジュールであったりとか、建設費等も含めて示されると考えておりますので、本市としましては、そういった新施設に関するものに関して組合さんのほうに早く示してくれというようなことをお話ししていきたいと考えています。

以上です。

(諏訪) そうしますと、先ほどの地球温暖化の問題とも絡めてなのですから、ごみの減量をしながら鴻巣市が令和12年度にはCO₂の排出

も45%までに抑えるのだというところも含めて、新ごみ処理施設建設に関してはイニシアチブを取っていく必要があるのかなと思いますが、その辺はいかがなのでしょう。

(環境課長) そういったごみ減量に関する観点からも、新施設に関して組合さんのほうで今後計画等作成していく中で検討していくと思われまので、本市としては構成市町として組合さんの推進する事業を支援してまいりたいと考えています。

以上です。

(諏訪) そうしましたら、道の駅の整備事業についてお伺いたします。264、265ページでございます。こちらのほうは、もう既にアクセス道路の建設なども事業に見込まれてくるのですけれども、道の駅整備プロジェクトの整備事業の一番下に懇話会というものが出てきているのですけれども、この懇話会というのがどういう構成で、そして過去にも懇話会が開催されていたと思いますけれども、新年度はどのぐらい開催をする予定でいるのか、あと懇話会の中身、どういった検討をするのかをお願いいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。道の駅の円滑な整備及び運営に向けて幅広く関係者から意見を聞くために、整備計画や管理運営計画の策定に当たり、計画案に対し意見などを伺っております。構成員につきましては、農業や商業、観光といった道の駅に関係する市内産業の関係者や地元自治会などにより、13名の委員で構成されております。あと、新年度につきましては、来年度ですけれども、管理運営候補者の決定などが行われましたので、事業の進捗状況などの説明を予定しており、1回の開催を来年度は予定しております。以上です。

(諏訪) 懇話会、過去にも持たれたかと思うのですけれども、メンバー構成は常々変わるのでしょうか、それとも固定なのでしょう。

(道の駅整備プロジェクト課長) 基本的には会長などの役職をなさっている方を考えておりますので、年度が替わることがあるところにつきましては、その方がまた代行していただくといったような形となっております。

ます。主に商工会や観光協会や農業委員会などといった、そういったよ
うなところの構成員の名前となっております。

以上です。

（諏訪）地元自治会も入っているということですがけれども、地元という
のは実際に建設地周辺ということによろしいのでしょうか。

（道の駅整備プロジェクト課長）委員おっしゃるとおり、地元の例でい
きますと箕田地区連合会とか箕田地区自治会連合会、このようなところ
の方を入れながら意見などを募っております。

以上です。

（永沼）議案第30号について質問いたします。

歳出のところでは83ページ、下の段の危機管理課の国民保護協議会運営事
業でございますが、国民保護協議会の委員会というのは開催されるとい
う予定があるのかどうかお聞きします。

（危機管理課長）令和5年度の国民保護協議会の開催予定は、現在のと
ころございません。しかしながら、国の国民保護基本方針や県の国民保
護計画が修正された場合においては、本市の国民保護協議会の修正が必
要となることから、そういった場合には開催する予定となっております。
以上でございます。

（永沼）この協議会の会長はどなたになっているのか、またこの協議会
の運営委員の報酬というのなんかあるのでしょうか。

（危機管理課長）鴻巣市国民保護協議会、会長は鴻巣市長となります。
委員の報酬は、月額5,500円になります。

以上です。

（永沼）次に、113ページです。113ページの花のコミュニティづくり、
花のボランティア育成活動事業でございますが、それぞれの団体数と、
またボランティア人数についてお聞きいたします。

（商工観光課長）まず、平成4年度（P.48 令和4年度に発言訂正）です
が、まだ事業自体終わっておりませんので、補助金の今申請いただい
ている団体の数が13団体でございます。こちらの参加者については、635名と
なっております。また、花のボランティアのほうなのですけれども、こ

ちらが平成4年度（P.48 令和4年度に発言訂正）ベースで個人登録者が68名、6団体98人の登録がございますので、ボランティアのほうは126名となっております。

以上です。

（永沼） 予算の説明の中にも大体のやっている場所というのも紹介されておりましたけれども、花のコミュニティづくりの事業の13団体が行っている活動場所というのはどのようなところなのか伺います。

（商工観光課長） 花のコミュニティ団体でございますけれども、市内全域でそれぞれ地元で活動されている方たちとなります。例えば幾つか具体例を挙げますと、花のけやき通り実行委員会、ちょうどそちらのけやき通りになりますけれども、こちらにつきましては中山道から国道17号線までの両歩道に花のコンテナ等を置いて植栽等を行っております。また、宮前のワンワンパトロール宮前本田芋会ですと、宮前136付近ということで、具体的には関東工業自動車大学校横の道路の残地部分、こちらについて年間を通じていろいろな花の植栽をいただいております。そのほかには、北鴻巣ですと北鴻巣駅前広場に赤見台新生会、北新宿さん輪会は北新宿第二土地区画整理地内、鴻巣市花組合川里支部川里第1班が広田小学校前など、こちらのもろもろ13団体がそれぞれ地域で活動いただいているところです。なお、花のボランティアですけれども、市が管理する花壇等に植え込みを行っております、市役所入り口の花壇、また本庁舎正面玄関前、鴻巣駅前広場、けやき通りポケットパークなど、担当課でございます商工観光課職員と一緒に花のまちづくりを進めているというところでございます。

以上です。

（永沼） 花のコミュニティづくりの補助金についてなのですが、これは団体に対して補助金を出しているということになるのかなというふうに思うのですが、どのような基準で幾らというものがあるのでしょうか。

（商工観光課長） 具体的には、花のコミュニティづくりということで、主に種、苗、球根ですとか花の種、それ以外資器材という形で、シャベ

ルですとか鎌、じょうろ、バケツ、ホース、軍手ですとか肥料等々、除草剤ですとかそういった資機材、その他市長が認めるものというふうになっております。また、予算の範囲内ではございますけれども、1団体上限35万円、経費の3分の2ということで補助をさせていただいております。

すみません。加えて、ちょっと1点、私、先ほど「平成4年度」と言ったようですが、令和4年度です。失礼いたしました。訂正のほうをお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正については、ご了承願います。

（永沼）次に、119ページをお願いいたします。119ページの交通安全啓発事業なのですけれども、予算の説明ではあまりお話がなかったのですけれども、前に聞いた予算説明の中では、カーナビから得た危険箇所約100か所、そのうち効果が見込まれる30か所を選定して注意看板設置等の安全対策を行うというような説明だったと思います。その注意看板等を設置することによって効果が見込まれるという判断基準はどのようにしたのか、その点をまず伺います。

（市民生活部副部長）まず、急ブレーキデータにつきましては、発生率により3段階に分かれておりまして、レベルの高い箇所をまず優先していききたいのと、それと注意喚起看板については、設置場所が電柱とかカーブミラー等にくくりつけるような、番線で固定するような形になりますので、スピードを落とす注意喚起を行う効果的なポイントに設置できるか、そういったその2点を中心に現地のほうを確認して絞り込みをしていきたいと思っております。

（永沼）説明の中では危険箇所を自治会、学校、保育所等へ情報提供するというようなお話もありました。どのような形で情報提供していくのか、それを伺います。

（市民生活部副部長）情報提供につきましては、対策を実施した箇所について、自治会では自治会長研修会で報告、それから学校に対しては教育委員会、校長会等で説明をしたいと思っております。それと、保育所についても、保育所の所長会議等で直接出席をして対策箇所について説

明をしていきたいと思っております。

（永沼）次に、121ページです。上の欄にA Iを活用した交通安全対策事業というのがありまして、交通事故発生箇所の再発防止対策として、アプリケーションを活用して地図上で可視化し、未然防止を図るというような説明がありました。先進地である愛媛県、奈良県での結果について、本会議のほうでも質問はありましたけれども、再度ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

（市民生活部副部長）それでは、サービスを導入する企業から、コンサルから聞いた話でございますが、まず奈良県、愛媛県ともこれから導入するのですけれども、奈良県については専門コンサルタントがリスク箇所の予防対策まで検討するという形で、こちらのA Iのほうではじき出した箇所について予防対策まで検討するという形を取るとのことです。また、愛媛県については、都市リスクの軽減を目的に、交通と防災分野におけるデータの集約、解析をこちらのサービスを使って実施すると聞いております。

（永沼）今のご説明だとちょっと理解するの難しいところがあるのですけれども、都市リスクというのと防災の関係なのですけれども、これちょっともう少し詳しく何かご説明できますか。

（市民生活部副部長）まず、こちらのサービス、これから本格版が販売、サービス開始ということになるのですけれども、両県ともデジタル田園都市国家構想推進交付金事業としてそれぞれ事業のほうを展開しております、その中でこちらのA Iの事故発生リスクA Iアセスメントのサービスを活用することでございます。愛媛県については、先ほど申し上げたとおり、都市リスク軽減を目的として、防災分野も含めた形でこちらの解析業務等を実施するということでございます。奈良県については、このリスク箇所を選定するだけではなくて、そのリスク箇所について、専門のコンサルタントにより予防対策まで検討を行うというような話を伺っております。

（永沼）本市についてもA Iを活用した交通安全対策事業を可視化ということで行おうとしているのですけれども、この先進地の愛媛県、奈良

県、どのような感じのものをつくろうとしているのか、その点はまだ計画中的なのか、これからなのか、その辺を伺います。

（市民生活部副部長）これから実施するとのことなのですが、あくまでもAIによりリスクのほうを選定した箇所について、それを根拠に事業のほうを展開していくということでございます。

（永沼）少しイメージが私も湧いていないところがあって、アプリケーションを活用して可視化するような感じのことになっているのですが、スマホ等を利用していないとこういう取組の効果ってできないのかどうか、その点をちょっと伺います。

（市民生活部副部長）こちらの事業、このサービスを活用しての目的、事業の目的としまして、まず1点目が対策により未然防止を図るというのがございますので、AIにより選定した危険箇所について交通事故の未然防止の対策を図っていくというのが1点と、地図上に表示されますので、それについて、このとりっぷを今回活用して多くの方に、より多くの方、市民や通行者に危険箇所について啓発をすることで効果も高まっていくと思っております。

（永沼）つまり、このとりっぷはスマホをお持ちでない方は利用できないので、そういった方に対してはどのような取組をなさろうとしているのか伺います。

（市民生活部副部長）それぞれの方が、市民の方については危険箇所、自分が通る道路とかというのはそれぞれ違うと思うので、なかなか地図全体を皆さんに周知するというのは難しいことですので、先ほどの交通安全の啓発事業と同様に、特に危険な箇所というのは対策のほうを検討していきたいと思っておりますので、その対策を実施した箇所については同様に周知のほうを図っていきたいと思っております。

（永沼）この事業はいつから利用できる予定なのか、またその周知方法について伺います。

（市民生活部副部長）こちらの納品が秋予定という形になっておりますので、冬頃このとりっぷへの掲載になるかと考えております。周知方法についても、広報紙等でこういった取組、市の新しい取組で交通安全

対策をしているというのを周知していきたいと思っております。

（永沼）次、125ページ、中段にあります地域防犯体制支援事業でございますが、これについては3駅の防犯カメラ設置ということで、また防犯カメラをその3駅増やしていくことになるわけなのですが、防犯カメラの機能の性能については設置済みの機器と同じなのかどうか、まずそれをお聞きします。

（市民生活部副部長）来年度設置するカメラについては、これまでと同様となりますが、主な機能としては、200万画素、それから保存が14日間、無線LANを内蔵したもので、死活監視機能対応、異常発生時にはメールを受信すると、そういった機能のカメラとなっております。

（永沼）今回の設置場所というのは、市独自で考えられての設置箇所なのか、それとも警察と協議してこの場所がいいのではないということで設置になったのか、ちょっと伺います。

（市民生活部副部長）設置箇所につきましては、不特定多数の方が通行するところということで、3駅の周辺を中心として市のほうで場所のほうを選定しまして、警察のほうと協議し、助言等をいただきながら、最終的に設置箇所のほうを決めております。

（永沼）防犯に対してなのですけれども、今まで設置されている防犯カメラでは不足しているということで今回また3駅で増やしたということになるのでしょうか。

（市民生活部副部長）不足というよりも、捜査のための申請というのが年々増加しておりまして、その必要性というものも高まっているものと考えておりますので、防犯効果を高めるために範囲を拡大して設置をしていくということで来年度計上させてもらっております。

（永沼）これについては最後の質問になりますけれども、設置場所について、駅以外の検討はされていないのかお聞きいたします。

（市民生活部副部長）防犯カメラにつきましては、今後も継続して事業のほうを展開していきたいと思っておりますので、他市の事例でいいますと公園とか通学路、住宅街なんかでも実施しているところもございますので、6年度以降に向けて検討のほうを進めていきたいと思っております。

ます。

(永沼) 同じページの下に防犯灯管理事業がありまして、この防犯灯管理事業については、光熱水費、電力高騰の影響を受けていると思うのですが、この影響を加味した予算になっているのかどうかお聞きします。

(市民生活部副部長) 防犯灯の電気料金につきましては、一括前払い金については見積りを徴取したものでございます。それ以外についても今年度の平均値を取っておりまして、東京電力のほうは今後規制料金の見直し等を実施することとなっているようですが、そちらについては考慮のほうはしておりません。

(永沼) そうしますと、今後、電気料金の値上げによって補正予算になる可能性があるということでしょうか。

(市民生活部副部長) そのとおりとなります。

(永沼) 器具等修繕料があるのですけれども、これは何基分の予定なのでしょうか。

(市民生活部副部長) 器具等の修繕料については、240基分となります。

(永沼) 次に、その下の防犯灯点検委託料も何基分の点検なのでしょうか。

(市民生活部副部長) 点検については、509か所分となっております。

(永沼) 129ページに飛びます。129ページの公共交通維持事業なのですが、これについてはさきに質問をいろいろとされておりましたけれども、鴻巣市コミュニティバス運営補助金についても、燃料費高騰について、この予算の中に含まれているという考えでよろしいのかお聞きします。

(市民生活部副部長) 燃料費につきましては、今年度の運行における単価の最高月の単価を採用した形で見積りのほうに計上しております。

(永沼) 運行経費が幾らで、運行収入を幾らと見込んでいる予算なのか、それをお聞きします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時21分)



(開議 午後3時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部副部長) それでは、フラワー号の運行経費についてご説明いたします。

まず、経費のほうは1億5,399万712円となっております。そのうち運行収入のほうは4,158万6,990円、これを差し引いた額の1億1,240万4,000円を補助金として計上しております。

(永沼) 補助金の算定については分かりました。

次に、141ページに行きます。141ページの住民基本台帳事務事業でございますが、予算の説明会においては、ここで新規事業というのがあって、おくやみ窓口、これの設置、運営についてありました。おくやみチェックリスト修正委託料とあるのですけれども、死亡届を出した後、死亡に関する手続を行うための専用窓口を設置するということになっておりますが、この専用窓口をどこに開設する予定なのかお聞きいたします。

(市民課長) おくやみ窓口の設置につきましては、今後関係部署と協議をしながら決定するのですけれども、現在考えているのは、スモールスタートということで開始を考えておりますので、市民課のカウンターの一部を利用して実施することを考えています。

以上です。

(永沼) 亡くなった方や遺族の方の状況に応じて必要な手続を抽出し、申請書の作成補助、受付、関係する課への案内等を行うというふうにも説明あります。こういった窓口対応のほかに、伴走型で各課へ案内する方法なのかお聞きします。

(市民課長) 手続によっては専門的複雑な案件もあることから、担当課との連携は必要と考えます。その際の各課への案内につきましては、遺族の方への心情に寄り添う気持ちも大切であることから、おくやみ窓口から次の手続窓口まで職員が付き添って案内することも一つの方法として考えておりますので、付き添って次の窓口まで案内するのを現時点では考えておるところです。

以上です。

（永沼）亡くなられた方に対して、気持ちもかなり落ち込んでいるときだと思imasるので、職員の方が随行して行かうというのはすごく大切なことだと私も思います。それで、この窓口開設については何人体制で行おうとしているのか、もし計画がありましたら教えてください。

（市民課長）現時点ではスモールスタートということで考えておりますので、他市の状況も踏まえて、まずは1つ窓口を置いて、そちら1つの窓口に職員を配置して受付を考えております。

以上です。

（永沼）窓口対応というのは、1人対応ということなのでしょうか。職員配置するということは。伺います。

（市民課長）基本的には窓口が1つになりますので、そのときの職員としては1人になりますが、毎日行おうということなので、複数の職員ができるように体制は整えたいと思います。

以上です。

（永沼）令和5年夏頃実証的に開設というふうにも説明ありましたので、組織的には令和5年4月1日にまずは設立する予定なのか、実証実験のために、その辺を伺います。

（市民課長）組織的な問題ですが、課の業務の一部として窓口業務の追加という位置づけで考えておりますので、組織的に4月1日に設立されるということではありません。

（永沼）次に、141ページ、マイナンバーカード交付事業について、これもさきに質問ありましたけれども、これの予算説明の中では、カード受取方法について、申請時に本人確認と所定の手続を行った後、写真を撮影し、後日自宅にカードを郵送する申請時来庁方式を拡充というふうな説明がありました。これによる効果をどのように考えているのか伺います。

（市民課長）申請時来庁方式のメリットとしては、オンラインによる申請が難しい方にとっては、申請の際の1回のみ来庁で済むため、申請手続の負担が少ないということが挙げられます。

以上です。

（永沼）確認でございますが、マイナンバーカードは重要書類の位置づけになっているのかということを確認させていただきます。

（市民課長）マイナンバーは、社会保障、税及び災害対策の分野において、情報ネットワーク上で個人情報を複数の行政機関等の間でひもづけをする重要な情報であります。その取扱いについては厳格にする必要があるのですが、マイナンバーカードにつきましては裏面にマイナンバーが印刷されています。マイナンバーカードは、本人確認とマイナンバー確認を同時にすることができる唯一の書類になりますので、非常に重要な書類という認識しております。

以上です。

（永沼）そうしますと、契約書や納品書とかというのと同じで、カードを郵送するときにはどんな方法を使って郵送するのか伺います。

（市民課長）カードを郵送する方法ですが、郵便局の本人限定受け取り郵便、これにより送付いたします。この郵便はどのようなものかといいますと、郵便物を受け取る前に郵便局から受取人に通知書を送付し、受取人が郵便物を受け取る場所として郵便局または自宅を指定した後、受け取り時に所定の本人確認をした上で引き渡す、そういう仕組みでございます。

以上です。

（永沼）分かりました。ポストにポストイングするということではないというのは分かりましたので、分かりました。

次に、令和6年度秋までには全ての方がマイナンバーカードの取得を目指しているという、全国で、また本市もそうなのですが、実現の可能性について最後にお聞きしたいと思います。

（市民課長）現時点でのマイナンバーカードの申請率ですが、直近の2月末時点で約7割、70%を超えております。自治体によってはさらにそれ以上の申請率になっておりますので、もう4人に3人ぐらいは申請されているところです。国では、今後マイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針を示していますので、国の動向にも左右されるのですけれど

ども、再来年度、6年度中にはほぼ全ての方がマイナンバーカードの取得をできるものと想定しております。

以上です。

(永沼) 235ページをお願いいたします。235ページ、これも質問ありましたがけれども、コウノトリの里づくり事業の中の湿地環境整備業務委託料についてですけれども、川里中央公園予定地の一部を活用し、コウノトリをはじめとする多くの生物が生息できる自然環境づくりを図ることでしたけれども、これの整備開始時期及び整備期間というのはどのようになっているのかお聞きします。

(環境課副参事) 今回予算案として計上させていただいております湿地環境整備業務委託では、特に大規模に手を加えて湿地環境を整備するというような内容ではなく、現在農繁期に用水から水が流れ込むくぼみがありまして、その部分、その一部を深く掘削する内容となっております。その掘ったところが実際ほかの部分よりも淡水状態を長く維持できる場所を造る作業がまず掘削となります。それ以外の陸地部分、人が歩けるような部分に関しては、一般的に草刈りの内容で想定しているために、令和5年度の単年度の期間で考えております。なので、令和5年上半期に契約を結べた上で、令和6年3月中旬頃までの履行期間とする予定です。

以上です。

(永沼) 多くの生物が生息できるようにというお話ですけれども、多くの生物とはどのような生物のことを言っているのか伺います。

(環境課副参事) この関新田の湿地環境整備の箇所なのですけれども、今年度ももう既に生き物調査等を実施しておりまして、その実施した内容から、調査会社のほうからの報告でありますと、ドジョウやバッタ、あるいはヤゴなどの昆虫類、それとトウキョウダルマガエルのような両生類、カエル類ですね、またシマヘビ等の爬虫類もここでは確認されていると。ただし、水生生物でいうフナなどの魚類が少ないという結果も出ている状況です。そのためにも継続的に淡水されている場所を造ることで、より水辺に生息できる生き物の自然環境づくりにつながっていけ

るものだと考えております。

以上です。

（永沼）次に、239ページ、地球温暖化対策先導事業についてでございます。市民、事業者、行政が一体となってゼロカーボンを目指す取組を推進ということになっておりますけれども、この啓発する啓発事業なのですが、ポスター、パンフレット、啓発活動に使用するのぼり旗、ポケットティッシュ、缶バッジを作成するというふうになっておりますけれども、これのそれぞれの作成量、どのくらいの量を作ろうとしているのか伺います。

（環境課副参事）まず、ポスターについてですけれども、500部を計画しております。パンフレットにつきましては1,500部、ポケットティッシュにつきましては2,000個、のぼり旗については2枚、缶バッジについては100個を計画しております。

以上です。

（永沼）缶バッジもっと多いのかと私思っていたのですけれども、そんなに多くはなかったのですね。この啓発グッズで効果をどのように捉えているのか伺います。

（環境課副参事）令和4年度に鴻巣市地球温暖化対策実行計画を改定しています。温室効果ガスの削減目標等は、国の地球温暖化対策と整合を図っています。この計画は、本市が今後ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を実現するための指針となるものと考えております。令和5年度につきましては、この計画の周知を図るため、当事業においてポスターやパンフレット等の啓発品等を作成することを考えております。これらの啓発品等により、本市がゼロカーボンシティの実現に向けた取組を実施していることの周知が図られるものと考えております。

以上です。

（永沼）飛びまして、321ページ、防災訓練事業に入ります。令和5年度の実施予定月について伺います。

（危機管理課長）令和5年度の防災訓練は、11月頃を予定しております。以上です。

(永沼) 防災訓練に協定しているドローンの活用についてはいかがか伺います。

(危機管理課長) ドローンの防災訓練への活用についてですが、令和3年度、4年度、鴻巣市総合防災訓練において、協定に基づきましてご協力いただいております。令和5年度については、現在のところ未定でございます。

以上です。

(永沼) 防災訓練日の前の1週間を防災ファミリーウイークということで位置づけて、市では防災の意識向上を図っているところですが、本年度、昨年度、「広報かがやき」に、その2面にわたってそれを、ほぼ同じような内容だったと思うのですが、掲載されておりました。それによる市民の防災意識向上につながっているのかどうかというのはどのような検証をされているのか伺います。

(危機管理課長) こちら、防災訓練のファミリーウイークに基づいた内容については、こちらの質問は市民アンケートの質問と同じようなものに設定しております。クイズ形式、パズル形式になってはおるのですが、設問に関しましては市民アンケートのものと同じようにして、その中によって、アンケートの結果によってデータを収集しております。

以上でございます。

(永沼) 今後の防災ファミリーウイークの取組についてはどのような計画というか、お考えを持っているのか最後にお聞きいたします。

(危機管理課長) 防災訓練の前に防災ファミリーウイークとして市民に、例えばですが、在宅避難であったり、備蓄の計画、そういった市民に訴えるものを周知いたしまして、市民アンケート等で結果が上向いていることを確認しながら、総合振興計画にもそれら数値を目標数値として定めております。

以上でございます。

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。
明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。
本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 5 0 分)